

千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂に関する事業業務委託企画提案仕様書

1 事業名称 千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂に関する事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県が発注を予定している「千葉県高齢者虐待対応マニュアル改訂に関する事業業務委託」の企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 業務の目的

高齢者虐待の早期発見、早期対応を促進するため、「千葉県高齢者虐待対応マニュアル（以下「県マニュアル」という。）」を策定しているが、このたび、厚生労働省の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」が、令和5年3月及び令和7年3月に改訂されたことから、改訂内容を反映させるとともに、関係規定等を最新の内容に更新する。

また、市町村等においてより適切な虐待対応が取れるよう、市町村の意見を踏まえ、内容の充実を図る。

4 委託期間 契約日から令和8年3月31日（火）まで

5 委託業務の内容

(1) 現行の千葉県高齢者虐待対応マニュアル（平成31年3月発行）に関する市町村への意見照会の結果取りまとめを行う。

・県で実施中の市町村に対する現行の千葉県高齢者虐待対応マニュアルに関する意見照会の結果を取りまとめ、市町村が必要とするものを明確にする。

(2) 改定後の千葉県高齢者虐待対応マニュアルの構成案を作成する。

・令和5年3月及び令和7年3月に改訂された、厚生労働省の「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」の改訂箇所を洗い出し、改定後の千葉県高齢者虐待対応マニュアルの全体構成（目次レベル）を作成する。

(3) 改定後の千葉県高齢者虐待対応マニュアルの素案を作成する。

・上記（1）の市町村への意見照会の取りまとめ結果や、（2）で作成した構成案に関して、今年度実施する、「千葉県高齢者虐待対応マニュアルの改訂に係る策定委員会（以下「策定委員会」という。）」の意見等を踏まえ、改定後の千葉県高齢者虐待対応マニュアルの素案を作成する。また、作成した素案に対して、策定委員会での意見を踏まえ、補完・修正等を行う。

6 報告

委託業務が完了したときは速やかに業務委託実績報告書を県に提出すること。

7 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 特記事項

(1) 事業の内容についてはあらかじめ県の承認を得ること。

(2) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。